

令和元年 6 月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和元年6月総会

萩市農業委員会総会議事録

6月18日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第38号 平成30年度活動の点検・評価(案)及び令和元年度目標とその達成に向けた活動計画(案)について
議案第39号 農用地利用集積計画の決定について
議案第40号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第41号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

1番	原 田 知 美	2番	中 村 博 和
3番	原 川 久美子	4番	小野村 壽美夫
欠席	藤 田 芳 昭	6番	岡 崎 弘 明
7番	長 富 繁 美	8番	鳥 田 茂 夫
欠席	品 川 民 雄	10番	田 村 廣
11番	吉 村 榮 子	欠席	守 永 正 範
13番	松 田 由美子	14番	矢 次 利 典
15番	鈴 川 肇	16番	佐 伯 泰 資
17番	吉 村 剛	18番	尾 木 武 夫
19番	片 岡 兼 雄		

○議事録署名委員

6番 岡 崎 弘 明 11番 吉 村 榮 子

○議 事

事務局長 只今から、令和元年6月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議
事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させ
ていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番 岡崎委員、11番 吉村委員
にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第36号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題に供します。事務局から第1項の説明をお願いします。

事 務 局 第1項についてご説明します。議案は2ページになります。

申請地は、●●●、登記、現況地目ともに畑、面積348㎡です。
譲受人は●●●さんで、耕作面積は19,830.52㎡、内容は田及
び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は、●●●、●●●
さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢のため維持
管理が出来ないこと、譲受人の●●●さんは、高齢の母親を抱え、将
来的に病院等に近い●●●が便利であることから、住宅を求められ、
隣接の畑も併せて利用されることから、合意に至り、双方連名により
本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で、田と畑あわせて
約2町の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、
ご本人さん120日、奥さん120日、お母さん120日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については、6月7日、●●●地区担当の●
●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地
は●●●から北東に約1.4kmの地点にあり、緑で着色した箇所と

なります。

営農計画ですが、申請地は現在畑として利用されており、取得後も同様に畑として、果樹を栽培されます。

農機具の保有状況は、コンバイン1台、草刈機2台、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台、防除機1台、乾燥機1台を所有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきましては、6月7日、事務局3名と●●●推進委員と私の5名で現地確認いたしました。内容につきましては、今ご説明があったとおりでございまして、農地として利用されるということとして、現況も柑橘畑になっております。これをそのままにされるということで、問題はないと思っております。現地については、県道から入ったところからすぐでございまして、環境的には良いところだと思っております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第36号第2項についてご説明します。議案は2ページになります。

申請地は、●●●、登記、現況地目ともに田、面積1, 285㎡外4筆、合計5, 810㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は26, 527㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●です。

申請の理由ですが、やまぐち農林振興公社の農地売買事業を活用し、●●●さんが規模拡大を行うものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で、田と畑あわせて約2町7反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん120日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については、6月5日、●●●地区担当の●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●から南東に約3kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。こちら側が●●●になりますが、最終的に●●●にぶつかる山の中になります。

営農計画ですが、申請地は現在、田として利用されており、取得後も同様に、田として利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック2台、牛舎1棟を所有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この案件につきましては、6月5日に事務局2名と私の3名で現地を確認いたしました。詳細につきましては、先程の事務局の説明のとおりでございます。また、この案件につきましては、5月の総会において、上程をされたものと関係しておりまして、●●●さんから●●●へ、●●●から●●●さんへと所有権移転をされたものでございます。●●●くんにつきましては、現在、認定農業者として水稻、及び牛8頭の繁殖牛の農業経営に従事しておられます。また、この土地を購入することによって、自分自身の農地と集約化を図ることが出来、畜産経営の安定に繋がるものと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に第3項の説明をお願いします。

事務局 議案第36号第3項についてご説明します。議案は2ページになります。

申請地は、●●●、登記、現況地目ともに畑、面積2,882㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は15,536㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●です。

申請の理由ですが、やまぐち農林振興公社の農地売買事業を活用し、●●●さんが規模拡大、農用地の集積を行うものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で、田と畑あわせて約2町9反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん200日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については、6月5日、●●●地区担当の●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●から南東に約5.6kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、申請地は現在、畑として利用されており、取得後も同様に畑として、露地野菜等を栽培されます。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 ●●●委員が今日お休みなので、代わりまして私の方から報告させていただきます。●●●さんは、オリーブ関連で、農地の集積利用ということで、先般からいろいろと名前も出ておりますので、何も問題ないと思いますし、ご本人さんも息子さんと一緒に農作業を頑張っているから、十分だと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に第4項の説明をお願いします。

事務局 議案第36号第4項についてご説明します。議案は2ページになります。

申請地は、●●●、登記地目、現況地目ともに田、面積2,406㎡外2筆、合計4,447㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は21,703㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、●●●さんが貸付地の返却を受けたが、市外に居住されており、自ら耕作することも難しく、譲受人の●●●さんの自宅が申請地に近いことから、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で田と畑あわせて約2町2反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん120日、奥さんが120日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については、6月5日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から、南西に約1kmの地点です。こちらに●●●があって、県道を来られたら、こちらから●●●に抜ける道を山のほうに登っていく途中にあります。

営農計画ですが、申請地は現在、田として利用されており、取得後も田として利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 事務局の説明どおりでございまして、●●●さんは私の一つ上でございますが、兼業農家だったと思いますが、地元の皆さんの強い要望で、農地を引受けてもらえないかと、●●●さんが押し切られた状況だったそうでございますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
この案件は、利用権設定されておったんですね。それが切れて地主に返ったものを、今無理やりにとりましたが、推進委員さんが努力いただいて、このような形の贈与ということで、●●●さんの方が譲受人で、●●●さんも耕作されると言ったそうです。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に第5項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第36号第5項についてご説明します。同じく2ページです。
申請地は、●●●、登記地目、現況 地目ともに田、面積330
㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は9,490㎡
で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●
●●さんです。

申請の理由ですが、●●●さんが引っ越しをされて、わざわざ通
作すること、管理することが難しく、譲受人の●●●さんの自宅が
申請地に近いことから、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で田と畑あわせて約9反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、
ご本人さん80日、奥さんが40日です。

次に場所ですが、現地については、6月5日●●●地区担当の●
●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確
認しました。申請地は、●●●から、南西に約1kmの地点です。
先程の案件と同じで、●●●に向かう道を上がって、一番高い所か
ら下っていった集落の中にあり、家の前に田がありますが、これに
ついては、畑として使われる予定と聞いています。山の中です。

営農計画ですが、申請地は現在、田として利用されており、取得
後は畑として利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン
1台、軽トラック1台を所有されています。以上、農地法第3条第
2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。
以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 番 事務局の申されたとおりでございまして、問題はないと思います。
私もこの●●●というところは、人生で3回目か4回目くらいで、
なかなか行かれるような所でもないのですが、本人の話で、集落も
大変なんで、引き受けると本人の話もございました。息子も一緒に
やっておられると思うんですけど、後に残る者が引き受けざるを得
ないのが現状でなかろうかと思いました。以上です。

議 長 本当に集落のど真ん中ですね。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

第 1 番 ●●●という集落が小さいもので、公会堂がその辺りにあると思うんですが、そのまわりです。

議 長 土地の形、面積にしても、それ程欲しい土地ではないですね。

第 1 番 ないです。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第37号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ900m、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積82㎡ 外1筆、合計454㎡です。また、併用地を合わせた全体の面積は、1,090.33㎡です。転用者は、●●●、●●●さんで、所有者は●●●、●●●の●●●さん、●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、所有者が高齢であったり、市外に居住されており農業後継者もいらっしゃらないことから、宅地建物取引業の免許

を持つ●●●さんが買い受け、用途地域内で5区画の宅地分譲と進入路を行うため土地の造成を行うもので適当です。場所ですけど、●●●になります。●●●がこちらにあって、●●●方面に向かって行った、こちらが農地、こちらが併用地の宅地となります。

(スクリーンに分間図を表示)

次に、隣接農地の関係ですが、南側は併用地を挟んで道路、西側は宅地、東側は併用地を挟んで道路と申請者所有の農地、北側は農地で隣接農地承諾書が添付されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように5つの区画と進入路を設けます。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画内に溜枡を設置し、進入路に新設する側溝から東側道路側溝へ流入させ、汚水は東側市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、表土をはいで地ならしし、20cmの盛土を行い整地します。南側境界にはブロック塀があり、西側・北側にもブロック塀を設置する予定で、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきましては6月7日、事務局2名、●●●推進委員、私の4名で確認を行いました。内容につきましてはご説明のとおりでございます。隣の宅地と合わせての造成となっております。現況は荒れた農地で、多少、物がころがっている状況で、周りに、宅地化することによって迷惑をかけるようなことはなく、逆に、宅地化することで、荒れたところがなくなるということでいいのだと思っております。以上ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、第2項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第37号第2項についてご説明をいたします。
説明の前に議案の訂正をお願いします。転用目的が自己用住宅と
なっていますが、駐車場の追加をお願いします。

(スクリーンに位置図を表示)

6月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西へ800m、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積210㎡外1筆、合計で269㎡です。転用者は、●●●、●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。場所ですけれども、こちらに●●●があって、こちらに向かって行く途中、●●●があって、その裏側の着色した箇所になります。

転用目的ですが、所有者の●●●さんが市外に居住され、農業後継者もいらず管理も難しいことから、申請人の●●●さんが買い受けて自己用住宅と駐車場を整備するもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は道路、東側・西側・南側は宅地に接しており、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画内に溜枡を設置し、北側の道路側溝に流入させ、汚水は、北側市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、切土、盛土は行わず整地のみ行い、境界にはブロック塀を設置する予定で土砂の流出のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきましても、6月7日、事務局2名、●●●推進委員、私の4名で現地確認を行いました。内容につきましてはご説明のとおりでございます。周りが全部宅地等で道路に面しておりまして、昔は建物があったような雰囲気がございまして、更地となっております。昔のことですから、●●●の延長のようなことでございますので、農地になったり、宅地になったりを繰り返したんじゃないかなと思えるようなところでございまして、ここだけ農地が残っても利用できないような状況でしたので転用もしかたないかと思っております。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、第3項の説明をお願いします。

事務局 第3項の説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

6月6日、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北へ500m、準工業地域内の宅地化が進行した地域に位置する農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積102㎡、転用者は、●●●、●●●さんで、所有者は●●●、●●●さんです。場所ですが、こちら●●●になります。●●●があって、●●●があって、そのたもとのこちらの部分になります。下側が農地、上側の北が併用地の宅地部分となります。

転用目的ですが、転用者の●●●さんが、現在お住まいの家が手狭となったことから、申請地を買い受けて自己用住宅を建設するもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地の関係ですが、北側は併用地の宅地を挟んで道路、東側・西側・南側は宅地と所有者の農地となっているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、このように住宅を建てます。

用排水計画ですが、雨水は、申請地内に溜枡を設置し、北側道路側溝へ流入させ、汚水も北側市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、切土・盛土の造成はせず整地のみを行い、東側・西側・南側の宅地との境界は植栽若しくはブロック塀等を設置される予定で、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 この件につきまして、6月6日、事務局2名と私で確認いたしました。今説明があったとおりで、ここの農地は、ほとんど周りは宅地になっておりまして、ここも昔、古い建物が建っていたらしくて、農地としての現況はなかったんですが、もうその建物も取り壊されておまして、荒れている土地でした。周りに農地ありませんし、問題ないと思います。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、第4項の説明をお願いします。

事務局 議案第37号第4項の説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

6月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南へ800m、農地と宅地が点在している地域にある第3種農地です。申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積685㎡です。転用者は、●●●の●●●、●●●、●●●さんで、所有者は●●●、●●●、●●●、●●●さんです。場所ですが、図面の上側が市内に向かって行く方になります。こちらが、●●●で、●●●さん、●●●さんがある交差点のところになります。

転用目的ですが、当該申請地は平成2年に現所有者の●●●さんが取得され、事務所と車庫、駐車場を整備される予定でしたが、●●●が廃止となり採算が合わないことから当初の計画が実行されていませんでした。

今回、●●●の子会社に当たる●●●が●●●の出入口にあたり

利便性が良いことから賃貸借で借り受け、事務所と駐車場を整備するもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地の関係ですが、東側は道路、北側は畑と宅地、西側・南側は畑で隣接農地承諾書が添付されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように事務所と大型バス3台、普通車の駐車場を設けます。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透、汚水は東側市道内の農業集落排水施設へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、切土、盛土は行わず整地のみ行い、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきましても、6月7日、事務局2名、●●●推進委員、私の4名で現地確認をしました。内容につきましても事務局からの説明のとおりでございます。以前、転用許可を受けたところでございまして、変更でいいのではという考え方もありますが、年数も経っておりますし、隣が一部、●●●さんが売買の時も転用をかけられていますし、今更ではないですが、変更だけではなく、きちんとした手続きを取ってくださいとお願いして手続きを取った次第でございます。そして、この件についても、周辺にはほとんど影響はなく、道路等に囲まれており、ごく一部少しの農地が残りますが、残した農地はどうかというくらいの農地であり、これも先々、上に上がる道路になるという思惑が伺えるというところでございます。残るところは四角の囲まれているところの上の方で、荒れている状況で問題はないと思います。ここを荒らすよりはきちんとした当初の目的に添った形でやっていただくほうがいいということと、同時に

会社であるから何でもいいよというのはだめだと釘をさす意味でも手続きを取っていただきました。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ここは長いこと資材置場になっていました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、第5項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第37号第5項の説明をいたします。

説明の前に議案の訂正をお願いします。転用目的が資材置場、仮設事務所、仮設トイレとなっていますが、工事車両用駐車場の追加をお願いします。

(スクリーンに位置図を表示)

それでは説明いたします。6月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ2.9km、萩農業振興地域整備計画に定める農用地区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積642㎡、転用者は、●●●、●●●で、所有者は●●●、相続人代表の●●●さんです。場所ですが、こちらが市内に向かって行く方で、下側が●●●に向かって行く方でこの黄色で着色した箇所となります。先月の総会で議案提出した一時転用の●●●さんの転用箇所がこちらで、その隣が●●●さんの一部転用という形になります。

転用目的ですが、●●●地区において県が行う●●●砂防工事に伴い、請負業者である●●●が資材置場、仮設事務所、仮設トイレ、工事車両用駐車場を設置するため、令和2年3月31日までの期間で一時転用を行うもので適当です。先月の総会でご審議いただいた

●●●地区の一時転用の隣の農地となります。今回も県が行う砂防工事の関係で、先月が●●●さんで第1工区、今回が●●●で第2工区となります。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地の関係ですが、申請地の南側は道路、北側は河川、東側・西側は貸付人所有の田で現在、利用権設定で●●●さんが耕作されていますが、一時転用承諾書が提出されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように青い部分が表土置場、黄色が資材置場、ピンクが駐車場、赤が現場事務所、こちらが仮設トイレとなります。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は汲み取りで発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、表土をはいで真砂土を10cm敷き、ブルーシートを張り山ずりを敷くため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としまして、農用地区域内農地であるため、市農政課から、一時転用について農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすものではない旨の意見書が提出されています。また、工事完了後は原状回復する旨の誓約書が添付されています。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 この件につきまして、6月6日事務局より2名、農業委員として●●●委員、私と工事責任者の5名で現地確認をしております。先程のご説明のとおりで、先月にも砂防工事の為の一時転用がでておりまして、それに引き続きまして、今月またすぐ隣の田んぼの一時転用ということです。砂防工事が行われる現場を5名で見に行きま

した。とても急傾斜の山地で、これから災害が発生する夏場に向けて砂防工事の早期の実現が必要だと実感いたしました。一時転用の期間は、令和2年3月31日までとなっております、来年には田んぼとして復旧できるのではないかと考えております。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
私の方から、●●●と●●●をお願いしたのが、借りている間の管理、例えば、仕事が発注されてない期間の管理がおろそかになりがちです。特に隣が水田ですので、草刈等の管理を年間通してやってくれと強くお願いしております。他になにかございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第38号「平成30年度活動の点検・評価（案）及び令和元年度目標とその達成に向けた活動計画（案）について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第38号、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度目標とその達成に向けた活動計画（案）」についてご説明します。本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施について、国が定めた項目に基づき、毎年、法令事務等の点検・検証を行うとともに、当該年度の活動計画を定めるものです。

それでは6ページからご覧ください。座って説明いたします。Ⅰは平成29年度末の農業委員会の状況です。1の「農業の概要」はご覧のとおりです。平成27年の農林業センサス等の数値を用いています。2は、農業委員会の現在の体制です。委員数は19名で、任期満了年月日の箇所ですが、大変申し訳ありません、元号の訂正がもれていました。平成33年を令和元年に訂正をお願いします。任期は令和3年3月7日までとなっています。

つづきまして7ページでございます。Ⅱは担い手への農地の利用集積・集約化についてです。1の現状ですが、平成29年度末の集積面積は1,663haでした。2の、平成30年度の目標及び実績ですが、集積目標1,700haに対して、実績は1,649ha、達成状況は97%となりました。3は目標の達成に向けた活動の計画と実績、4は目標及び活動に対する評価です。受け手が不足する中、担い手への集積がなかなか難しい状況ですが、規模拡大を目指す認定農業者等への集積を進め、集積面積の減少をくい止めたいとの評価にしております。

つづきまして8ページでございます。Ⅲは新たな農業経営を営もうとする者の参入促進で、1は平成29年度までの新規参入者数等で、ご覧のとおりです。2は平成30年度の目標及び実績ですが、目標3経営体に対して実績は6経営体、達成状況200%となりました。4の目標及び活動に対する評価ですが、農業を取り巻く環境が厳しい中でも、意欲ある新規就農者の参入が増加し目標を達成したもので、引き続き、農地確保や地元調整等の活動を行い、支援していく必要があるとの評価にしております。

つづきまして9ページでございます。Ⅳは遊休農地に関する措置に関する評価で、1は平成29年度末の遊休農地面積で80haとなっていました。2は平成30年度の目標及び実績で、解消目標4haに対し、実績14ha、達成率350%となっています。これは、農地パトロールにより非農地判断を行った農地が遊休農地から除外されたため、大幅な目標達成となったものです。3の目標の達成に向けた活動は、ご覧のとおりで、農地の利用意向調査は、65筆、10haについて行いました。4の目標及び活動に対する評価については、担い手不足等により、今後も新たな遊休農地の発生が予想されることから、優良農地の確保を最優先に活動に取り組みたいとしております。

つづきまして10ページでございます。Ⅴの違反転用への適正な対応については、29年度末の違反転用は0ha、30年度の実績も0haとなっています。3の評価については、早期発見には日頃からの巡回が必要であるとしております。

つづきまして11ページでございます。Ⅵ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、1の農地法第3条に基づく許可事務に関しては、1年間の処理件数は66件、2の農地転用

に関する事務については、1年間の処理件数は38件となっています。30年度は平蔵台オリーブ事業の関係で、3条許可件数が30件増加となりました。転用は4件の増加です。

つづきまして12ページでございます。3の農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、農地法の規定により農地を所有する資格のある法人で農地を所有又は借り受けている法人は、毎年決算状況等を農業委員会に報告する義務がありますが、萩市内でその数は49法人で、報告があった法人数は26法人です。報告のない法人については今後、提出の督促を行ってまいります。つづいて、4の情報の提供等でございます。「賃借料情報の調査・提供」については、賃貸借の件数が1,359件で、平30年8月総会で承認いただいた賃借料情報を、ホームページに掲載しています。「農地の権利移動等の状況把握」については、年度末に農地の権利移動や賃借等について取りまとめ、件数は5,077件となっています。「農地台帳の整備」については、整備対象農地面積は5,795haで、前年度から6ha減少していますが、権利移動等が発生した場合は随時農家台帳を更新しています。

つづきまして13ページでございます。Ⅶ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対応内容ですが、ホームページに掲載したところ、要望・意見については特にありませんでした。Ⅷ、事務の実施状況の公表等については、議事録及びこの活動計画及び点検評価をホームページ上で公表しています。

つづきまして14ページでございます。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）です。Ⅰは農業委員会の状況（平成31年3月31日現在）です。6ページの点検・評価と比較して、認定農業者数・遊休農地面積・農地台帳面積等が変わっています。

つづきまして15ページでございます。Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化について、1の現状で平成31年3月現在の集積面積は1,649haで集積率36.89%、これに対して2の令和元年度の目標は、集積面積1,790haとしております。目標設定の考え方として、農業委員会で定めた「最適化の推進に関する指針」において、農地利用集積率55%の目標がございますので、これに近づけるためかなりハードルの高い数値となりました。現状維持が困難な状況ではありますが、認定農業者・新規就農者等担い手を増やして、何とかこの目標に近づけたいと考えます。Ⅲの新たな

農業経営を営もうとする者の参入促進について、2の参入目標数は3経営体、2haとしております。新規就農については様々な施策が実施されていますので、農地集積と合わせて市農政課と連携し活動を行っていきたいと考えます。

つづきまして16ページでございます。Ⅳの遊休農地に関する措置については、1の現状で平成31年3月現在の遊休農地面積は66haで、割合が1.45%、これに対して2の令和元年度の目標解消面積は6haといたしました。農業従事者等の減少・有害鳥獣被害などで遊休農地の増加が見込まれますが、優良農地の確保を最優先に取り組んで行きたいと考えます。Ⅴの違反転用への適正な対応は、ご覧のとおりとなっています。以上で説明を終わりますが、本議案が承認されましたら、萩市のホームページに掲載して、地域の農業者等からの意見を聞くパブリックコメントを行うことにしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。日頃なじみのない数字や文言がでてまいりましたが、なにかございませんか。私が気になるのは、12ページの農地所有適格法人からの報告の内容についてですが、以前からいわれております、特に我々のアンケート調査からも見受けられるように法人の方も設立当初からあまり新陳代謝のない、若い者が入ってきてないということで、これから5年後、10年度見通しが暗いと話しが出ておりますが、この報告書の中には見られますか。

事務局 報告書には総会の資料をつけていただいているのですが、売上げが伸びなかったり、補助金が無くなったので収入が激減したという報告もあります。どの法人さんも経営が厳しいのだと、そこからみてとらえられるんですが、どう法人経営を維持していくか、法人さんも考えないといけないし、農業委員会、農政課としてもどういう支援が出来るのか考えないといけないと感じるところでございます。

議長 大変厳しい内容ではございますが。他にありませんか。

(●●●委員が挙手)

議長 はい、●●●委員

第18番 今、局長が言われたことと重なりますが、実際、法人が設立されてから担い手が入ってこないところがほとんどです。結局10年前

に設立した法人が、そのまま人が変わらず10年経った状況で、担い手を確保する以外に採算がとれる法人の経営は、ほとんど厳しいように思います。調査で全国的に担い手が少ないようで、局長が言われた、法人の農業経営はなかなか厳しいということに尽きると思います。いろいろ農業資材など大変高額になってきています。そういう中で経営が厳しいのは当然のことになりますが、農機具等の購入の場合の助成も厳しくなってますので現状以上の対応が出来るようになると法人経営も楽になるのではと思っております。今新しい担い手を入れると、一般的には1人500万円掛かるようでございます。それを思えば、法人の担い手を進んで雇用できないことも考えられますので、十分検討しながら進めていかないと、農地を守れない、法人がやっていけなくなると思います。

議 長 有難うございました。非常に厳しい現状の説明がございました。こういうことを我々としましては、アンケートによって、この先どうするか、あるいは、農地が減っていく中で少しでも農地が守られていく方向を示して行きたいと思っております。

議 長 それでは採決いたします。議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第38号は原案のとおり承認いたしました。

議 長 次に、議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったものを上程いたしております。公告は7月1日付となります。

それでは利用権設定状況（令和元年7月1日）の資料をご覧ください。

さい。一番下の合計の数字を読み上げていきます。7月1日に設定されるものは、件数が10件、筆数が18筆、田が19,149㎡、畑が9,85㎡で、面積の合計は19,158.85㎡です。利用権設定の内容につきましては、表紙をめくっていただきますと、萩、田万川、むつみ、須佐、福栄の順となっており、このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第40号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について議題に供します。第1項から第2項まで一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第40号についてご説明いたします。議案は19ページです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、●●●、登記・現況地目は畑、面積3,459㎡の内4㎡、所有者は●●●の相続人代表 ●●●さんで、転用者は●●●、●●● ●●●さんで、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。当該地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの

除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

続いて第2項●●●、登記・現況地目は田、面積1,131㎡の内500㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、●●●さんで、転用目的は自己用住宅の建設です。当該地につきましては、農業振興区域内の農用地区域ですが、水路及び市道を挟み、北側は宅地、西側は山林と接し、東側・南側は農地と接していますが、一団の農用地の縁辺部に位置しているため、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第40号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第41号現況確認書の交付について、議題に供します。

議 長 第1項から第7項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第41号現況確認書の交付についてご説明いたします。議案は21ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から北西へ1.3kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積593㎡、申請人は●●●、●●●さんです。場所ですが、先程3条の第36号第1項ででありました、●●●のこの緑で囲った場所となります。先程の3条が下側となります。申立てによると、申請地は昭和40年に土地と建物を相続し、その後増築し、建物敷地の一部として現在に至っている。本調査によると、申請地は申し立てどおり木造瓦葺平屋建ての住宅敷地の一部として利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項申請地は、●●●から北西へ500mに位置する●●●、登記地目は畑、面積135㎡外1筆、合計197㎡、申請人は●●●、●●●さんです。場所ですが、こちらが●●●、●●●があって、これから近いこちらの緑で着色した場所となります。申立てによると、申請地は昭和50年頃から耕作しておらず、現在に至っている。本調査によると、申請地はかさ上げし、整地され農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項申請地は、●●●から北へ1.1kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積165㎡、申請人は●●●、●●●さんです。場所ですが、こちらが●●●で、こちらが●●●になります。●●●があって、その間にあります三角の箇所となります。申立てによると、申請地は戦前より耕作しておらず、灌木や松などが生い茂り、現在に至っている。本調査によると、申請地は樹齢50年を超える松や灌木、竹等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第4項です。第4項は昨年度の農地パトロールにおいて非農地判断し、所有者へ非農地通知を送ったものです。申請地は、●●●から南東へ2kmに位置する●●●、登記地目は田、面積655㎡外1筆、合計1,062㎡、申請人は●●●、●●●さんです。場所ですが、●●●の●●●で、こちらの●●●の下側の着色した場所になります。申立てによると、申請地は長年耕作しておらず現在に至っている。本調査によると、182番は住宅敷地の一部として利用されており、180番は原野化し、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第5項申請地は、●●●から南へ250mに位置する●●●、登記地目は田、面積601㎡外3筆、合計2,103㎡、申請人は●●●、●●●さんです。場所ですが、こちら●●●があって、こちらの着色した箇所になります。申立てによると、申請地は平成

25年7月の山口・島根豪雨災害で多量の土砂や岩が流入し、現在に至っている。本調査によると、申請地は原野化し、今後復旧の見込みもなく、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第6項申請地は、●●●から南へ3.3kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積69㎡外1筆、合計119㎡、申請人は●●●、●●●さんです。こちらにつきましても、第3条第5項にありましたところがこちらになりますが、その隣接する近い場所になりますが、この着色した箇所になります。申立てによると、申請地は昭和45年頃から耕作しておらず、現在に至っている。本調査によると、申請地は灌木が生えて原野化しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

最後、第7項になりますが、●●●から西へ2kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積49㎡外1筆、合計187㎡、申請人は、●●●、●●●さんです。場所ですが、こちらが、●●●になります。見難いですが、この細いところの道路の中にある地区となります。申立てによると申請地は、長年公衆用道路として利用しており、現在に至っている。本調査によると、申請地は道路の一部として利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第41号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和元年6月18日

萩市農業委員会会長

片岡 兼雄

委員

岡崎 弘明

委員

吉村 栄子